



**上尾市立保育所**

## 保育のしおり

- ・・・・・・・・目次・・・・・・・・
- ようこそ保育所へ・・・P.1
- 保育時間・・・P.2
- 登降園管理システムについて・・・P.2
- 延長保育料・・・P.3
- 休所日・・・P.5
- 持ち物について・・・P.5
- 服装について・・・P.5
- 送迎について・・・P.5
- 慣れ保育について・・・P.6
- 幼児教育・保育の無償化及び給食費の実費徴収について・・・P.6
- 保育所給食について・・・P.7
- 健康管理について・・・P.8
- 保育料の納付について・・・P.9
- 現金の取り扱いについて・・・P.9
- 届け出について・・・P.9
- 意見・要望について・・・P.9
- 保育所児童要録・・・P.9
- 災害時の対応について・・・P.9
- 風水害等の災害時における臨時休園の基準について・・・P.9
- 病児・病後児保育について・・・P.11
- 休日保育について・・・P.12
- デイリープログラム・・・P.13～
- 子どもがかかりやすい感染症・・・P.16～
- 変更事項届出一覧表・・・P.18
- 市立保育所一覧・・・P.19

# ようこそ保育所へ

保育所は保護者の就労、病気や出産などのため、家庭で保育できない保護者にかわって子どもを保育することを目的としています。乳幼児期は人間形成の基礎を築く大切な時期です。上尾市立保育所では、家庭や地域社会と連携を密にし、保護者とともに安全で情緒の安定した生活が出来る環境の中で、一人ひとりの人権を尊重し、心身ともに健康で豊かな人間性を持った子どもに育てていきます。また、乳幼児などの保育に関する相談や助言など、地域に根ざした子育てに努めます。

上尾市立保育所の理念・基本方針・保育目標

## 《保育理念》

- 1 すべての児童が心身ともに健やかに育成されるよう努める。
- 2 すべての児童の生活をひとしく保障し愛護する。
- 3 保護者とともに、すべての児童を心身ともに健やかに育成する。

## 《基本方針》

- 1 乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う時期であり、人として生きる力を養う。
- 2 子どもが健康、安全で、情緒の安定した生活が出来る環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動することにより、健全な心身の発達を図る。
- 3 養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成する。
- 4 保護者と密接な連携をとり、保育の内容等が保護者の理解と協力を得られるよう努め、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視した保護者支援を行う。
- 5 地域における子育て支援のために、乳幼児などの保育に関する相談に応じ、助言するなどの社会的役割を果たす。

## 《保育目標》

- 1 **心身ともに健康な子**  
養護される中で、基本的な生活習慣を身につけた健やかな子  
友だちと一緒に様々な運動や遊びをする子
- 2 **自分を大切に友だちも大切にできる子**  
子ども同士の関わりを深め、いのちを大切にし、思いやりやいたわりの気持ちのある子  
自分とは異なる文化を持った様々な人に関心を持ち、仲良くできる子
- 3 **安定した環境の中で考え、働きかけていける子**  
安心できる環境の中で、自分で物事を考えられる子  
いろいろな遊びを通し、安全や危険を学んでいける子
- 4 **何事にも関心を持ち意欲的に遊べる子**  
自然や身近な物に関心を持ち、それを遊びに取り入れ、作ったり工夫したりできる子  
友だちと協力して、見通しを持った遊びや生活ができる子
- 5 **自己表現のできる子**  
自分の意見をはっきり言い、相手の意見も受け入れられる子  
様々な体験を通して、感性と創造力の豊かな子

## 《 保育時間 》

曜日	朝の延長保育	通常の保育時間	夕方の延長保育
月～金	7:00～8:30	8:30～16:30	16:30～19:00
土	7:00～8:30	8:30～12:00	12:00～18:00

- ※ 延長保育を希望する場合は、保育所に延長保育申請書を提出し、承認を受けてください。なお、満6か月未満の乳児は8：30～17：00までの利用となります。
- ※ 認定区分に伴う最大利用時間を越えた延長保育の利用については、延長保育料が発生します。（詳細は次の項目をご覧ください。）
- ※ 勤務が休みの日は、延長保育は利用できません。通常の保育時間内（8:30～16:30）で送迎してください。
- ※ 保育所の1日（デイリー・プログラム）は別紙のとおりです。（P12～P14をご覧ください）

## 《 ICカード型タイムレコーダーの導入について 》

園児の登降園時間の自動管理及び事務作業の負担軽減のため、ICカードを利用した登降園管理システム（タイムレコーダー）を導入しています。

延長保育を利用される方だけではなく、全ての皆様に登降園管理システム（タイムレコーダー）を利用させていただきます。

操作方法やご不明な点があれば保育所長にご相談ください。

### ■ 登降園管理システムについて ■

#### ■ システムについて

- 保育所に、専用タブレット端末、ICカード読み取り機器が設置されています。
- 事前にICカードの固有番号を、システム（専用タブレット端末）上の児童情報に登録します。※既に登録済みのカードを各世帯1枚無償貸与します。
- 同じ保育所に2人以上が入所している場合も、1枚のICカードで全員の打刻操作ができます。
- 送迎時、読み取り機器にICカードをタッチすることで固有番号を読み取り、登録されている児童の登降園時間がシステム上に打刻されます。
- ※ICカード内に児童情報等を保存するものではありません。また、ICカードから読み取る情報は固有番号のみで、定期券や電子マネー等の情報を読み取るものではありません。
- ※固有番号とは、ICチップ製造時に、ICチップに記録され書き換えができない16桁の番号のことです。同じ番号は流通していません。

## ■送迎の流れ

### ・登園時

①保育所到着→②各保育室へ→③「児童確認表」に☑（チェック）を記入し子どもを預ける→④タイムレコーダーに打刻→⑤退出

### ・降園時

①保育所到着→②タイムレコーダーに打刻→③各保育室へ→④「児童確認表」に☑（チェック）を記入し子どもを引き取る→⑤退出

※ICカードのタッチおよびタブレット端末の操作は必ず保護者が行ってください。子どもが操作することのないようお願いいたします。

## ■ ICカードについて ■

### ■ICカードについて

・各世帯5枚までシステムに登録することが可能です。

・1枚は各世帯に市が無償貸与します。※卒園（退園）時に返却していただきます。紛失の場合はカード代（300円）をお支払いいただきます。

・2枚目以降が必要な場合は以下のとおり

①お手持ちのICカードやスマートフォン等を使用 ※保育所で事前に登録作業が必要となります。

②購入（1枚300円）※卒園（退園）時に返却する必要はありません。

※FeliCa（フェリカ）という機能を対応したカードやスマートフォン等であれば登録できます。

### 《 延長保育料 》

認定区分に伴う最大利用時間を超える利用について、以下のとおり延長保育料を設定いたします。

#### 1. 延長保育の設定について

	保育標準時間認定	保育短時間認定
利用時間 (認定区分に伴う最大利用時間)	7:30~18:30	8:30~16:30
延長保育料の対象時間	7:00~7:29 18:31~19:00	7:00~8:29 16:31~19:00
延長保育料の月額	月額2,000円	—
// 1回利用	100円	1時間につき100円

※1回利用については、朝・夕それぞれに徴収します。

※土曜保育については、これまでどおり通常保育が8:30~12:00、最大でも7:00~18:00までです。（保育標準時間認定においては、土曜の延長保育料はかかりません。）

※保育短時間認定で月極め利用は想定しておりません。常態として延長保育に該当するような場合は、保育標準時間認定となります。

## 2. 延長保育の利用について

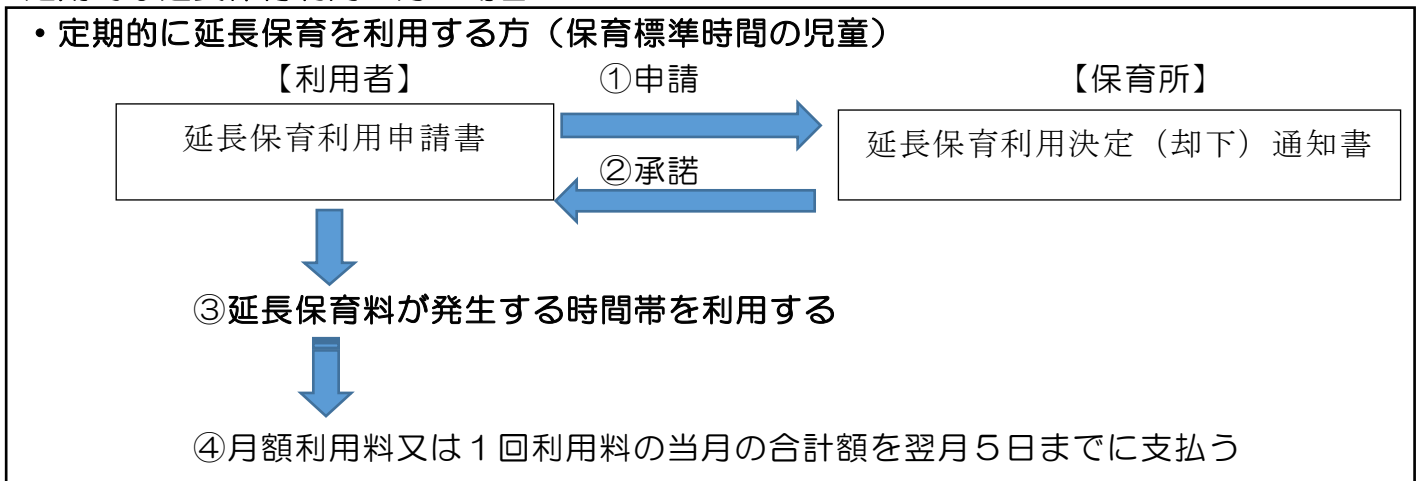
左記 1. 延長保育の設定についての利用時間は、あくまで認定区分上の最大利用時間であり、実際の個々のお子様の保育時間は、従来どおり保育所での延長保育の利用申請において決定する時間となります。

したがって、保育標準時間認定になったとしても、実際に必要な時間を超えて、11時間ずっとお子様を預かるものではありません。

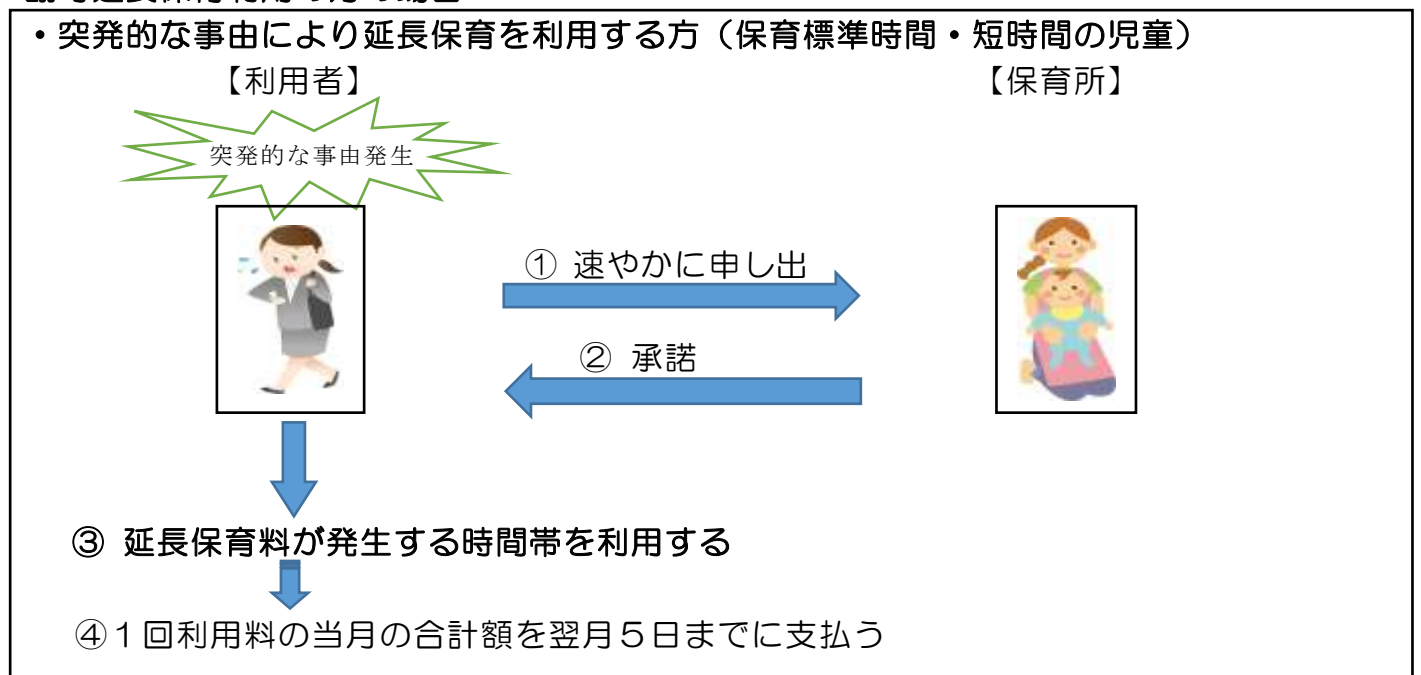
## 3. 臨時延長保育の利用について

突発的な事由により、短時間認定の方が延長保育を利用される場合、または標準認定の方が延長保育利用決定時間を超えて延長保育を利用される場合は、延長保育を利用する前に必ず保育所に連絡をお願いします。(ただし、19:00を超えての利用はできません。)連絡がない場合は保育所から連絡を入れさせていただくこともあります。また、臨時的な利用が続く場合は、認定変更や延長保育利用変更などもお願いします。

### 《 延長保育(延長保育料が発生する場合)の手続きについて 》〔令和元年8月以降〕 定期的な延長保育利用の方の場合



### 臨時延長保育利用の方の場合



## 《 休所日 》

日曜日、国民の祝日及び12月29日から1月3日まで。ただし、災害等で正常な保育をすることができないと市長が認めた場合は、臨時に休所することがあります。

## 《 持ち物について 》

持ち物は保育所や年齢によって多少異なります。入所決定後、各保育所で詳しくお知らせいたします。



主な持ち物としては、

- ・手拭きタオル（クラスによってループ有・無など形状が異なります。）
- ・着替え（上下各数組）・着脱しにくい服（ロンパース、つりズボン、タイツなど）は避けてください。
- ・汚れものを入れる袋・・・スーパーの持ち手つきビニール袋で構いません。
- ・お昼寝用ベッド専用シーツ、タオルケット、毛布 など

※平成28年度よりお昼寝用のベッドを導入しておりますので、お布団は必要ありません。専用ベッドシーツについては各保育所でお知らせします。

※持ち物、衣類等については、名前をはっきり記入してください。

## 《 服装について 》

衣服は、清潔で活動しやすく、着脱しやすいものを着用させ、必ず名前をつけてください。なお、上記に記載しました着脱しにくい服（ロンパース、つりズボン、タイツなど）に加え、スカートやフード付き、ひも付きの服なども危険ですので避けてください。

※ 外遊びやお散歩時には、カラー帽子を着用します。クラス毎の色指定となっておりますので、購入方法等については各保育所でお知らせします。

## 《 送迎について 》

※送迎は保護者の責任でお願いします。やむを得ず代理の方が迎えに来られる場合は、前もって保育所へお知らせください。（**中学生以下の児童による送迎は、できません。**）

※登所した時は、必ずお子様を保育士等に託し、降所する時は、保育士等に声をかけてお子様をお引き取りください。

※欠席・遅刻は、午前9時までに必ず保育所へ連絡してください。

※仕事や急用でお迎えが遅くなる時は、早めに連絡してください。

※車で送迎の方は、地域の方や他の人に迷惑をかけないように駐車してください。時間帯によっては、駐車場が込み合いますので、速やかな入れ替えにご協力をお願いいたします。

※車上荒らしの被害が多発しています。貴重品等は車内に置かず、必ず身につけて送迎してください。

## 《 慣れ保育について 》

お子様が新しい環境にスムーズに慣れるよう、入所当初の約1週間から2週間を目安に保育時間を短縮して保育を行います。お子様の状況や年齢により時間及び期間は多少異なりますので、保育所と十分話し合い、ご家族やお勤め先とよく調整していただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

## 《 幼児教育・保育の無償化及び給食費(主食・副食費)の実費徴収について 》

令和元年10月から、保育所等では、3～5歳児クラスに在籍するお子様については、幼児教育・保育の無償化に伴い、保育料をお支払いいただく必要がなくなりました。また、0～2歳児クラスに在籍するお子様で、住民税非課税世帯についても、保育料が無償化となりました。

但し、3～5才児クラスについては、主食費に加え、これまで保育料に含まれていた給食の食材料にかかる費用(副食費)については、保護者の皆様のご負担となります。

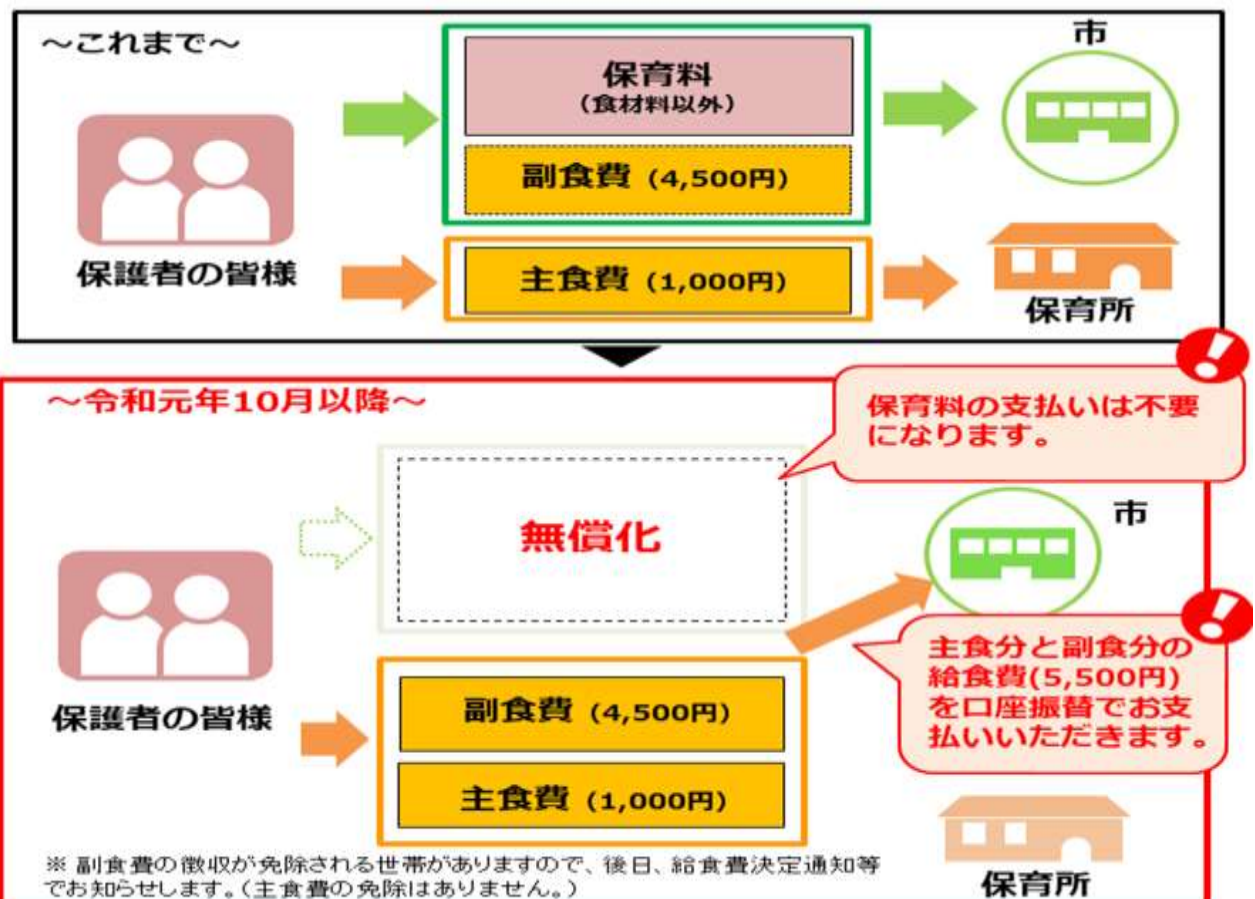
公立保育所では、主食分(1,000円)と副食分(4,500円)を併せた給食費(5,500円)をお支払いいただくことになります。

給食費は、保育料でご登録いただいている口座から振替をさせていただきます。

なお通帳への印字は「保育料」となりますが、ご了承ください。(同意書に記入していただきます。)

※給食費のうち副食費の徴収が免除となる世帯がありますので、該当する方には保育課からお知らせします。(主食費の免除はありません。)

※食材発注の都合があるため、事前に欠席がわかる場合は、欠席の6日前(閉園日は除く)までに保育所長へ去るし出てください。減額になる場合があります。(詳しくは保育所長までご相談ください。)





## 《 保育所給食について 》

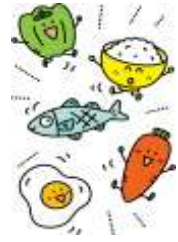
### 【給食内容について】

#### ※給食の提供

	午前おやつ	昼食	午後おやつ
0, 1, 2 歳児クラス	○	○	○
3, 4, 5 歳児クラス		○	○

※0, 1, 2 歳児クラスは完全給食です。(保育料に含まれます。)

※3, 4, 5 歳児クラスも完全給食ですが、実費徴収となります。



### 【給食の献立について】

※献立表は、前月末までに配布します。

※公立保育所は統一献立になっています。(毎月 1 回、保育課栄養士、保育所長、調理担当者、保育士、看護師が給食打ち合わせ会を行い決定しています。)

※栄養のバランスをとるため、出来るだけ多くの食品を組み合わせるようにしています。

※旬の食材、行事食を取り入れています。

※薄味で自然の味を生かした調理を心がけています。

### 【食器について】

現在保育所では、「強化磁器・陶器」を使用しています。陶磁器は、ご家庭でも使われていることから、子どもたちも親近感と安心感をもって使用できます。陶磁器を使用することによって、食器は落とすと割れるということを理解し、物を大切にする心が育ちます。また、器をしっかり持つ、姿勢を良くするといった食事マナーが身につくようになります。

### 【家庭でのお願い】

朝食は、必ず食べてから登所させていただきますようお願いいたします。

### 【食物アレルギーの対応について】

食物アレルギーに伴い、食品の除去や緊急時に備えた処方薬の預かりが必要な場合は、お申し出により対応が可能です。除去食は完全除去が基本となります。



## 《 健康管理について 》

保育所では、内科検診（年 2 回）、歯科検診（年 2 回）、細菌検査（年 1 回）を実施します。また、身体測定（身長・体重）については、3歳未満児は毎月、3歳以上児は隔月に実施しています。

### 1 健康連絡ノートでお子さんの健康状態をお知らせください。

睡眠時間、朝食、排便、体温を記入していただき健康確認をしております。  
いつもとお子さんの様子が違うときは、必ず担任にお知らせください。

### 2 こんな時は連絡します

発熱や嘔吐、ひどい下痢など具合が悪くなったとき、感染症が疑われるとき、あきらかにいつもの様子と違うときなどお子さんの症状によっては連絡をいたします。お迎えをお願いする場合があります。連絡先は明確にお知らせください。

### 3 感染症疾患が発生したとき

水痘、風疹、おたふく風邪などの感染症が発生したときは、各クラスに掲示します。また、家庭内で法定伝染病や感染症などが発症した場合は速やかに保育所に連絡してください。（子どもがかかりやすい感染症はP15～P16をご覧ください）

### 4 くすりについて

原則としてお預かりすることはできません。やむを得ない場合のみ、1回分をお預かりします。薬は、それぞれに名前をつけて与薬票に記入し、薬剤情報提供書を添えて、職員に渡してください。

### 5 予防接種について

集団生活なので、体調が良いときに予防接種を早めに受けるようにしましょう。接種した時は、担任にお知らせください。（接種日はなるべく安静にしましょう）

### 6 熱性けいれん、てんかん、腕が抜けやすい、アレルギー体質、小児喘息など

日常生活において、注意または配慮等を必要とすることがありましたら、所長または担任にご相談ください。

### 7 保育所でのケガ…急病…のとき

保護者に連絡し、医師に診てもらいます。連絡がつかない場合、その処置については医師に一任しますのでご了承ください。また、万一の事故に備えて、日本スポーツ振興センターの災害給付金制度に加入いただいています。

保育中及び登所時・降所時の子どもの事故は、この給付金制度の対象になります。掛金は市と保護者で負担しており、保護者の負担金は年間 240 円です。

## 《 保育料の納付について 》

0歳～2歳児クラスの保育料の納付は口座振替でお願いいたします。指定用紙に必要事項を記入のうえ、市役所、支所、出張所、または所定の金融機関へお申し込みください。

ゆうちょ銀行での口座振替を希望される場合は、ゆうちょ銀行各支店にある備え付けの所定用紙（自動払込利用申込書）により手続きをしてください。

## 《 現金の取り扱いについて 》

各保育所に指定された方法で納入してください。（延長保育料、その他）

## 《 届出について 》

家庭状況（住所・氏名・婚姻・離婚など）、税額、勤務先の変更があった場合、保育所の入所要件（退職、傷病等の回復により保育ができる状態になったとき、出産要件入所で、出産後3か月を過ぎたときなど）に該当しなくなった場合は、保育所又は保育課に届出をしてください。（P17をご覧ください）

健康保険証の変更については、入所先の保育所にお知らせ下さい。

## 《 意見・要望について 》

保育所を利用するにあたり、保育所が提供するサービス（保育所が行う保育内容）について、お気づきのこと、改善して欲しいことがございましたら、遠慮なくお申し出ください。保育所では「利用者の意見・要望等の相談解決実施要領」に基づき、中立公正に対応いたします。また、意見箱を設置し、利用者の皆様からご意見を伺っております。

## 《 保育所児童要録 》

保育所保育指針に基づき、保育所に入所している子どもの就学に際し、子どもの育ちを支えるための資料を保育所から就学先となる小学校に送付いたします。

## 《 災害時の対応について 》

保育課および市立保育所では、災害時情報配信強化のため、ソーシャルメディア「Twitter」を利用して情報を提供しています。公式アカウント、利用方法などは各保育所でお知らせします。

また、災害伝言ダイヤルの設定や避難場所についても、各保育所でお知らせします

## 《風水害等の災害時における臨時休園の基準について》

近年豪雨や台風など風水害による甚大な被害が発生している状況が続いており、子どもの安全を第一に考えるとともに、保護者や保育従事者などの安全も守るため、「風水害等の災害時における臨時休園の基準」を策定しております。この基準に基づき、臨時休園をする場合があります。

また臨時休園決定後に、翌日の保育の代替措置に関しても設定し、災害時において社会的要請の強い職種に限定した保育の受け入れを行います。

※詳しくは、「災害時における代替保育のご案内」をご覧ください。各保育所・保育課までお問い合わせください。

## ①臨時休園を行う際の判断基準

基準	防災情報発令時の対応について
対象となる施設	市内全ての認可保育施設
運用開始日	令和2年10月15日
対応方針の位置付け	風水害など予期可能な災害発生時の臨時休園の措置を明示。 (意思決定は保育実施主体である上尾市)
防災情報発令時の対応 (災害前日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が警戒レベル5相当の自治体防災情報「災害発生情報」が発令されると事前に判断した場合は、市が決定のうえ休園する。</li> <li>・市が警戒レベル4相当の自治体防災情報「避難指示(緊急)」・「避難勧告」が発令されると事前に判断した場合は、市が決定のうえ休園する。</li> <li>・JR東日本が翌日の計画運休を発表した場合は、市が決定のうえ休園する。</li> </ul> ※いずれの場合も休園決定後に、翌日の保育の代替措置の申請受付を行う。
防災情報発令時の対応 (災害当日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が警戒レベル5相当の自治体防災情報「災害発生情報」が発令されると判断した場合は、市が決定のうえ休園する。</li> <li>・市が警戒レベル4相当の自治体防災情報「避難指示(緊急)」・「避難勧告」が発令されると判断した場合は、市が決定のうえ休園する。</li> <li>・警戒レベル3相当の自治体防災情報「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合は、各園で判断し、市に連絡したうえで、休園・降園する。</li> </ul> ※これ以外の場合でも、浸水想定区域に指定されている保育施設は、災害情報や保育士配置などの状況により、市と協議のうえで、休園・降園措置をとることも可能とする。

### ◇自治体防災情報発令時以外の対応について

- ・市は、災害前日にJR東日本の計画運休が発表された場合も休園の措置をとる。
- ・浸水想定区域に指定されている保育施設(西上尾第二、畔吉、ころぼっくる第二、泉の森、つつしが丘)は、災害情報や保育士配置などの状況により、市と協議のうえで、休園・降園措置をとることも可能とする。

## ②保育の代替措置

項目	内容
代替保育の実施	・市内の全ての認可保育施設に対して、災害前日に市が臨時休園を決定した場合のみ実施する。
保育の代替施設	上尾市立原市保育所(定員10名) 上尾市立上尾西保育所(定員10名)
代替保育の申込受付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害前日の臨時休園決定後、代替施設において、申込受付を行う。</li> <li>※災害当日の申込受付は行わない。</li> <li>※定員に達した時点で締め切る。</li> <li>※前日の臨時休園の判断が日曜日、祝日になる場合は、事前</li> </ul>

	受付ができないため、翌日の代替保育は実施しない。
代替保育の対象	・災害発生の状況下に仕事をしなければならない「防災関係者（消防署、自衛隊、避難所設置に携わる公務員）」や「医療関係者」、「警察官」、24 時間体制の「高齢者施設」、「障害者施設」に勤務されている方で、いずれもご夫婦で勤務しなければならない家庭やひとり親家庭とする。 ※なお、災害時でも送迎ができる家庭に限る。
代替保育の要件	・事前に市保育課に登録している子ども
対象年齢	・1 歳児クラス在籍児童～
保育時間	・8 時 30 分～17 時 00 分
持参するもの	・弁当、おやつ、水筒、着替え（おむつ）、汚れもの入れ用ビニール袋、バスタオル お昼寝用シーツ、上掛け など
その他	・災害状況によっては、保育の代替措置を実施しない場合もある（前日判断）。

### 《病児・病後児保育について》

上尾市では、病気のお子さんを保護者の方に代わって保育する病児・病後児保育を行っています。現在病児・病後児保育室2ヶ所、病後児保育室2ヶ所 合計4か所の施設があります。病気の症状(急性期、回復期)によって、実施施設が異なります。

※詳しくは、「病児・病後児保育事業のお知らせ」をご覧くださいか、各保育所・保育課までお問い合わせください。

### （病児・病後児保育施設）

医療機関併設のため、病気の急性期から回復期までお預かりできます。

※開設日時：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後6時  
8時30分には、医師の診断があります。

#### かわかみこどもクリニック《オープンセサミ》

- ・上尾市藤波 3-187 TEL：048-789-3116
- ・受入年齢：生後6ヶ月から

#### さくらクリニック 《どんぐりルーム》

- ・上尾市大字上尾村 542-1 TEL：048-871-8630
- ・受入年齢：生後6ヶ月から

### （病後児保育施設）

保育園併設のため、看護師が常駐し、病気の回復期のお子様をお預かりします。

※開設日時・月曜日～金曜日 8：00～18：00

#### ころぼっくる保育園 《たんぽぽ》

- ・上尾市小泉 5-7-4 TEL：048-771-2701
- ・受入年齢：生後7ヶ月から

#### ゆうゆうくじら保育園《くじらのおうち》

- ・上尾市原市 3870-1 TEL：048-721-3781
- ・受入年齢：生後2ヶ月から



## 《休日保育について》

上尾市では、私立保育園 2 か所（保育園アミ・クレイシュ、うぐす保育園上尾春日）で休日保育を実施しています。対象児童は 1 歳児クラス（4 月 1 日時点で満 1 歳以上）から小学校就学前までの児童です。

（利用できる曜日と時間）

曜日：日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日。ただし年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）を除く。

時間：（保育標準時間認定の場合）午前 8 時 00 分から午後 6 時 00 分まで  
（保育短時間認定の場合） 午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

※日曜から土曜日までの 1 週間において、平日及び土曜日の利用と合わせ、6 日間の利用の範囲に限ります。休日保育を利用した場合は、平日**又は土曜日 1 日**保育所はお休みしていただくようになります。

（利用料）通常保育の保育料に含まれます

（定員） 10 名

（利用方法）実施保育園に直接登録申請をしてください。その際、勤務証明書が必要となります。

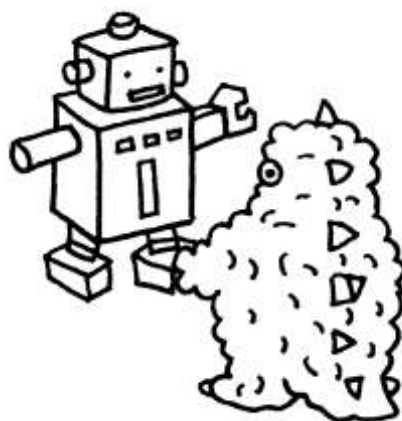
## 利用登録・利用予約・お問い合わせ

保育園 アミ・クレイシュ

・上尾市浅間台 1-18-30 TEL：048-777-0234

うぐす保育園 上尾春日

・上尾市春日 1-21-7 TEL：048-770-0880



## 0歳児 デイリープログラム《保育所の1日》

時間	子どもの活動	備考	
7:00	延長保育・順次登所・あいさつ あそび	順次視診・健康確認 引継ぎ	
8:30	担任とあいさつ おむつ替え あそび（室内・外）	明るい挨拶を心がけています。 健康確認  散歩、リズム、積み木、 絵本、室内遊具、手遊 びなどで楽しみます。  月齢に合わせた手作 り離乳食です。  安心した環境の中で、眠 ること、食べることを大 切にしています。	
9:00	おてふき おやつ、水分補給 授乳 おむつ替え		
9:30	あそび（室内・外） おむつ替え		
11:00	おてふき 給食、水分補給、 ※沐浴		
12:00	おむつ替え、お昼寝		
14:45	めざめ おむつ替え、着替え		
15:00	おてふき おやつ、水分補給		
15:30	あそび（室内・外） 順次降所		
16:30	延長保育 水分補給 おむつ替え		健康確認 遅番へ引継ぎ
18:00	水分補給		お知らせなど、遅番職員 からお伝えする場合があります。
19:00	全員降所		

- ※保育内容については、保育所保育指針の五領域に沿った活動を行なっています。
- ※水分補給等は随時行っています。時間帯は各保育所、年齢によって多少異なります。
- ※土曜日は活動内容が平日と多少異なります。
- ※産休明け保育については一人ひとりの発達に応じた1日になります。
- ※0歳児のおむつ替えは、一人ひとりの排泄の様子によって随時行っています。
- ※沐浴は夏季と必要なときに行います。
- ※延長保育時間内の授乳は一人ひとりの状況に合わせて行います。



## 1・2歳児 デイリープログラム《保育所の1日》

時間	子どもの活動	備考
7:00	延長保育・順次登所・あいさつ あそび	順次視診・健康確認 引継ぎ
8:30	担任とあいさつ あそび（室内・外）	<p>明るい挨拶を心がけています。 健康確認</p> <p>散歩、リズム、積み木、 絵本、遊具、手遊びなど で楽しみます。</p> <p>旬の食材を使った 手作り給食です。</p> <p>おやつも手作り メニューが豊富です。</p>
9:00	手洗い おやつ、水分補給	
9:30	あそび（室内・外）	
11:00	排泄、手洗い	
11:15	給食、水分補給、	
12:00	排泄、お昼寝準備 お昼寝	
14:45	めざめ、着替え	
15:00	手洗い おやつ、水分補給	
15:30	あそび（室内・外） 順次降所	
16:30	延長保育 あそび	
18:00	水分補給	お知らせなど、遅番職員 がお伝えする場合があります。
19:00	全員降所	

※保育内容については、保育所保育指針の五領域に沿った活動を行なっています。

※水分補給等は随時行っています。時間帯は各保育所、年齢によって多少異なります。

※土曜日は活動内容が平日と多少異なります。





### 3・4・5歳児 デイリープログラム《保育所の1日》

時間	子どもの活動	備考
7:00	延長保育・順次登所・あいさつ あそび	順次視診・健康確認 引継ぎ
8:30	担任とあいさつ	明るく挨拶を心がけて います。健康確認
9:00	あそび（室内・外） クラス別活動 かたづけ	歌、散歩、リズム、 砂遊び、制作、鬼ごっ こ等友達と楽しく遊び ます。
11:20	手洗い、水分補給	
11:30	給食準備、給食	旬の食材を使った 手作り給食です。
12:30	お昼寝準備 お昼寝	
14:45	めざめ、着替え	
15:00	手洗い	
15:30	おやつ、水分補給 あそび（室内・外） 順次降所	おやつも手作り メニューが豊富です。
16:30	延長保育 あそび	健康確認 遅番へ引継ぎ
18:00	水分補給	お知らせなど、遅番職員 がお伝えする場合があります。
19:00	全員降所	

※保育内容については、保育所保育指針の五領域に沿った活動を行なっています。

※水分補給等は随時行っています。時間帯は各保育所、年齢によって多少異なります。

※土曜日は活動内容が平日と多少異なります。



## 子どもがかかりやすい感染症

病名	主な症状・特徴	潜伏期間	登園のめやす
麻疹 (はしか)	高熱、咳、鼻水、結膜充血、発しんが出る。	8～12日	解熱後3日を経過していること。
インフルエンザ	突然の高熱、全身倦怠感、食欲不振、鼻水、咳、のどの痛み、関節痛、筋肉痛がある。	1～4日	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後、3日を経過していること。(乳幼児の場合)
風しん	発熱、発しん、リンパ節の腫れ。	16～18日	発しんが消失していること。
水痘(水ぼうそう)	発しんは、体幹から全身に現れ水疱となり、その後かさぶたになる。	14～16日	すべての発しんがかさぶたになっていること。
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発熱、唾液腺(耳下腺・顎下腺・舌下腺)が腫れ痛む。	16～18日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが現れてから5日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること。
結核	慢性的な発熱(微熱)、咳、疲れやすさ等。	3か月～数年10年	医師により感染のおそれがないと認められていること。
咽頭結膜熱(プール熱)	高熱、扁桃腺炎、結膜炎。	2～14日	発熱、充血などの主な症状が消失した後2日を経過していること。
流行性角結膜炎	目が充血し、目やにが出る。	2～14日	結膜炎の症状が消失していること。
百日咳	特有の咳(コンコン、ヒューヒュー)が特徴で長期に続く。夜間に悪化する。	7～10日	特有な咳が消失していること又は5日間の適正な抗菌薬による治療が終了していること。
腸管出血性大腸菌感染症(O157等)	水様の下痢便や腹痛、血便。	ほとんどの大腸菌 10時間～6日 O157は主に3～4日	医師において感染のおそれがないと認められていること。
急性出血性結膜炎	強い目の痛み、目の結膜の出血、目やに。	1～3日	医師により感染のおそれがないと認められていること。
侵襲性髄膜炎菌感染症	発熱、頭痛、嘔吐。	4日以内	医師において感染のおそれがないと認められていること。
溶連菌感染症	発熱、のどの痛み・腫れ、舌が莓状に赤く腫れる、全身に発しん。	2～5日	抗菌薬内服後24～48時間経過していること。
マイコプラズマ肺炎	咳、発熱、頭痛などのかぜ症状が進行し、咳が長引く。	2～3週	発熱や激しい咳が治まっていること。
手足口病	水疱性の発しんが、口の中や手足の末端にできる。	3～6日	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること。
伝染性紅斑(りんご病)	軽いかぜ症状後、頬が赤くなり、手足に網目状の発しんが出る。	4～14日	全身状態が良いこと。

ウイルス性 胃腸炎 ノロウイルス感染症 ロタウイルス感染症	嘔吐、下痢	ノロウイルス 12～48時間 ロタウイルス 1～3日	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること。
ヘルパンギーナ	高熱、咽頭痛、のどの奥に水疱ができ、潰瘍となる。	3～6日	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること。
RSウイルス感染症	発熱、鼻水、咳などかぜ症状が重症化し、ゼーゼーと呼吸が苦しくなる。	4～6日	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと。
帯状疱疹	小さい水疱が神経にそった形で片側に現れる。軽度の痛み、違和感、かゆみ。	不定	すべての発しんがかさぶたになっていること。
突発性発しん	3日間程度の高熱の後、解熱とともに発しんが出て数日で消える。	9～10日	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと。
アタマジラミ症	子どもは多くが無症状であるが、吸血部分にかゆみを訴えることがある。	10～30日 卵は7日で孵化	駆除を開始していること。
疥癬 (かいせん)	かゆみの強い発しん、手足等に線状の隆起した皮しん。(疥癬トンネル)	約1か月	感染する事も考えられるため、医師において感染のおそれがないと認められていること。
伝染性軟属腫 (水いぼ)	ピンクまたは白の小さな丘しんで、中央にくぼみがある。	2～7週	かきこわした傷から滲出液が出ているときは被覆すること。
伝染性膿痂しん (とびひ)	湿しんや虫刺されなどをかきこわし、細菌感染を起こし、水ぶくれ、びらん、かさぶたができる。	2～10日 長期の場合もある	病変部を医師から処方された外用薬で処置し被覆すること。
B型肝炎	ウイルスが肝臓に感染し、炎症を起こす。	急性感染 45～160日	医師において感染のおそれがないと認められていること。
ヒトメタニューモウイルス感染症	咳、鼻水、発熱などから、一部、気管支炎や肺炎をきたすことがある。	3～5日	発熱、咳などの症状が安定し、全身症状が良いこと。
デング熱	突発の発熱、頭痛、眼窩痛、筋肉痛、関節痛、発しんなど。	2～14日	回復し、全身状態が良いこと。

※感染症にかかったまたはその疑いがある場合は、子どもの体調ができるだけ速やかに回復するように完治するまで休ませ、再登所する時は医師の診断に従いましょう。

次のような場合には、保育所又は保育課に届出をしてください。

1. 家庭の状況に変更があった場合の届出

内容		提出書類		提出期限
①	住所の変更	支給認定変更申請書		事実発生後 速やかに
②	氏名の変更	支給認定変更申請書		
③	家族構成に変更がある場合	支給認定変更申請書	母子手帳の出産(予定日)が分かるページのコピー	
	妊娠・出産	支給認定変更申請書	①配偶者の勤務証明書 ②配偶者の住民税課税証明書	
	結婚	支給認定変更申請書	調停中の場合・・・調停申立書または期日通知書	
	離婚	支給認定変更申請書		
	同居家族増	支給認定変更申請書		
	死亡	支給認定変更申請書		
④	税額(所得税・住民税)に変更があった場合	支給認定変更申請書		
⑤	勤務内容(会社、勤務場所・時間・日数等)が変わったとき	支給認定変更申請書と勤務証明書 ※利用時間(保育標準時間・保育短時間)の変更を希望する場合は、申請書にその旨を記入		
⑥	育児休業を取得・復帰したとき	取得・・・休業期間が明記された勤務証明書 復帰・・・育児休業復職証明書		

2. 保育所入所要件(保育が必要な条件)に該当しなくなった場合の届出

保育入所要件に該当しなくなった場合は、原則退所となります。利用解除申出書をご提出ください。

継続して保育が必要な場合は、新たに「保育が必要なことの証明書(勤務証明書、診断書等)」が必要となります。

	入所要件非該当事由	保育所入所継続要件
①	仕事を辞めたとき	入所要件非該当後、支給認定変更申請書及び誓約書を提出し、2カ月以内に保育が必要なことの証明書を提出
②	傷病等が回復し、保育ができる状態になったとき	
③	出産要件入所で出産後3カ月経過するとき	出産後3カ月末までに保育が必要なことの証明書を提出※1

※1 仕事をしていた方が出産に伴い仕事を辞めた場合、出産予定日の3カ月前より保育所入所要件が「出産」となります。

出産後3カ月後末までに証明書が提出されない場合は、退所となりますのでご注意ください。

○育児休業期間中の保育所入所期限について

現在入所中の児童については、原則として育児休業の対象となった児童が1歳6カ月になる月の月末までが入所期限です。

入所継続の条件としては、入所期限の翌月中に復帰することが必要となります。

その他ご不明な点等ございましたら、上尾市役所保育課までお問い合わせください。

## 市立保育所一覧

保育所名	所在地	電話	FAX	対象年齢	定員
上尾保育所	本町 4-13-1	771-1556	771-1575	生後 57 日以上	100
原市保育所	原市3241	721-0519	721-1158	生後 57 日以上	120
西上尾第一保育所	小敷谷 845-1	725-1200	725-1588	1 歳 6 ヶ月以上	80
上尾西保育所	春日 2-20-3	772-3544	772-6511	生後 57 日以上	120(※)
西上尾第二保育所	小敷谷 77-1	726-0282	726-0377	6 ヶ月以上	105
あたご保育所	愛宕 2-23-22	774-8079	774-8379	6 ヶ月以上	125
かわらぶき保育所	瓦葺 2248	721-5858	721-0038	生後 57 日以上	90(※)
大谷保育所	西宮下 4-380-3	775-2550	775-5877	6 ヶ月以上	90
大石保育所	泉台 2-14-11	775-2553	775-3082	1 歳以上	60
小敷谷保育所	小敷谷 723-1	726-2698	726-6572	6 ヶ月以上	90
原市南保育所	原市 4166	722-3808	722-7728	6 ヶ月以上	70
緑丘保育所	緑丘 2-3-19	773-9865	773-0311	6 ヶ月以上	80
上平保育所	西門前 498-1	775-7047	775-3858	6 ヶ月以上	80
畔吉保育所	畔吉 1319-1	725-5400	725-5518	6 ヶ月以上	80

定員欄に(※)がある保育所では、一時保育を実施しています。

- 
- ◎ 保育のしおりに関するご質問は、各保育所にお問い合わせください。
  - ◎ 保育行政に関するご質問は、以下の連絡先にお問い合わせください。

上尾市 保育課  
〒362-8501 上尾市本町 3-1-1  
電話 048-775-5044 (直通)

